

さいばん通信

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No. 49 2018. 1. 30
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

島津さん裁判、結審！！判決は3月23日！

1月19日、大阪地方裁判所で島津裁判が行われ、最終準備書面を提出し、これで結審しました。判決は3月23日、13時15分から言い渡されます。今回提出した最終準備書面の内容を少し紹介します。

管理者は半年くらいの期間で見ればバラツキはなく満遍なく点検することができると証言しているが、本当なのか？

点検対象の作業者は仕業班に半年も従事していないので満遍に点検することなどあり得ない。また、その作業点検をした対象となった作業員とか点検した人の記録は一切残らないので、誰が何時、誰に点検したかは分からないのが現実で、点検が満遍なくできている根拠はまったく存しない。

手控えは本当に存在するのか？

手控えとは管理者が社員の非違行為を認めた時、その事象を日報などの紙にメモし、それをパソコンに入力していると証言している。そのメモが手控えです。

17件の非違行為をあげたどの管理者も全て同じようにパソコンに入力した後に自分の判断でシュレッターしたと証言している。すべての管理者がまったく同じような判断で手控えを処分したというのは全く不自然である。更に平成27年(ワ)2307号事でも手控えが大きな問題になってきたが、「現在も同じようにしています。」と現在も各自の判断で重要な証拠となる手控えを職場や科が違っても勝手に処分していること事態考えられない(横田助役、土屋助役、高良助役、坊農助役、芝原助役、丹藤助役、田伏助役)。よって被告のいう「手控え」は存在しないといえる。

そもそもチェックシートや作業実績書は正しい記入方法になっているのか？

平成22年9月24日に出された技術連絡H22-109(乙B10号証)で「記入漏れ等があった場合でも、対対象物での確認がないまま追記/訂正を行ってはならない」「代筆を禁止する」「作業を実施しないチェック欄は、確認者が赤色で斜線を記入する」ことが決められていたにもかかわらず、現場管理者の指導が統一されておらず被告の技術連絡が徹底されていなかった。

作業手順書に書いていない指差確認喚呼と確認喚呼の違いは管理者が指導すると証言しているが、何に基づいてしているのか？

「管理者が指導しているマニュアルというものはあるんですか」という質問に、「いや、特にそのことだけに特化したようなマニュアルはないと思います」と証言している。